## 表与办世见现的

#### 「志賀消防署開署式を見に行こう!」

4月1日から新庁舎で業務開始した志賀消防署の開署式が5月13日(木)に行われます。

開署式に併せて消防職員総合訓練を行います。

消防車、救急車、はしご車、防災へリコプターなどが参加する総合的な訓練です。

消防隊員の活動を一度ご覧ください。

日時 平成22年5月13日(木)14時から

場所 志賀町西山台1丁目1番地(西山台ニュータウン付近)



完成した志賀消防署新庁舎



お礼の言葉を述べる徳田裕介さん

### 新社会人歓迎の集い

4月13日(火) に能登ロイヤルホテルで今春町内の企業に就職した新社会人32人(13事業所)が、志賀町商工会と富来商工会主催の「新社会人の歓迎を祝う集い」に招待されました。

式典では、小泉町長から歓迎の言葉があり、新社会人を代表して徳田裕介さん(㈱和泉工業)がお礼の言葉を述べました

式典後には、「社会人としての心構え」と題して「彩花」代表で、フリー講師の梢まさみさんが記念講演を行いました。

### トキが町にやってきた

4月の中旬から町内各所で目撃されていたトキが、直 海にいると住民から連絡があり、現場に直行しました。

トキは、電柱に止まり、じっとして動きませんでした が、突然飛び立ち、近くの田んぼへ移動。

周りには多くの人だかりができましたが、動じること なく、餌のミミズを食べていました。

トキを見に来ていた小波久喜さん(直海)は「このままここに住み着いてほしい」と大喜びでした。



背中にある棒は GPS アンテナ



人に慣れた様子のトキ



お客さんに志賀町グリーン・ツーリズム協議会の活動内容など を説明する会長の細川さん

### 全国で25市町、県内では唯一モデル地域に選定

4月17日(土)に小泉町長が、農家レストランむろたにを 訪れ、志賀町グリーン・ツーリズム協議会の活動内容の視察 を行いました。

同協議会は今年度の「子ども農山漁村交流プロジェクト受入モデル地域」に採択されました。

このプロジェクトは、農林水産省、文部科学省、総務省が 連携して行っている教育活動の一環です。

農山漁村での長期宿泊体験を通じて、子どもたちの学ぶ意 欲や自立心、思いやりの心など大きく成長させることを目的 としています。 東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなろ法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保健推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任、その他、愛知県警察学校で講師。



Q:私は、以前から、どうにかならないでしょうか。 間き入れてもらえませんでした。私もせっかく購入 場を作らせてもらえないか」とお願いしたのですが、 場を作らせてもらえないか」とお願いしたのですが、 にしました。ただ、隣の土地に足場を作らせてもら にしました。ただ、隣の土地に足場を作らせてもら

A:土地所有者は、境界や境界付近で建物や塀を作ったり修繕したりするために、必要な限度で隣地を使用させてもらうよう隣地の所有者に請求することができます。相手方である隣人は、その請求が必要な限度を超えていない限り、承諾をする義務があります。承諾を求める相手は隣地所有者の他、隣地を使す。承諾を求める相手は隣地所有者の他、隣地を使す。承諾を求める相手は隣地所有者の他、隣地を作ったり修繕したりするによりである。

ることが必要です。ち入る必要があること、そして、Aさんの承諾があいは修繕するために、隣地であるAさんの土地に立には、境界または境界の近くで建物や塀を作るあるあなたが隣地であるAさんの土地を使用するため

要するのであれば、裁判に先立って、仮処分命令のに代わる判決を出してもらうしかありません。急を人が承諾してくれない場合は、裁判でAさんの承諾このままでは隣地に立ち入ることはできません。隣から、あなたは承諾が得られていない状態であり、設問では、Aさんは聞き入れてくれないようです設問では、Aさんは聞き入れてくれないようです

の場合には隣地・隣家に立ち入る権利が認められています。を命じてくれます。このようにして、土地所有者は、一定申請を裁判所に出せば、裁判所は必要に応じて土地の使用

隣地との紛争に関する諸問題

Q:隣家の建築が進むにつれて、塀などがないと窓を通してQ:隣家の中が見えてしまうなどの不安が出てきました。そこで、家の中が見えてしまうなどの不安が出てきました。そこで、

A:設問のような場合、民法は、 います う。 まらないときは、 が、協力を得るために、ときには調整する必要もあるでしょ みの問題までありますから、まずは十分な話し合いが大切 かし、垣根や塀も多種多様ですし、 高さは2メートルのものではなければならないと規定して は竹垣その他これらに類する材料のものであって、 設置することになりますが、この場合、民法は、 です。また、地方の慣習がなければ費用は折半が原則です 塀などの材質や大きさで、どうしても話し合いがまと 垣根や塀を作ることを請求できるとしています。 協力を求める訴訟を提起して判決を得て 建物と建物の空地の境界線 日照などの問題から好 板塀また

てください。

てください。

でください。

ではなく、すべて自分の費用負況のようですが、境界線上ではなく、すべて自分の費用負況のようですが、境界線上ではなく、すべて自分の費用負別のようですが、境界線上ではなく、すべて自分の費用負別のようですが、境界線上ではなどから、早急に必要な状況のようですが、境界線上ではなどから、早急に必要な状況の監視は、プライバシーの確保などから、早急に必要な状況の監視は、プライバシーの確保などから、早急に必要な状況の監視は、プライバシーの確保などから、早急に必要な状況の監視は、プライバシーの確保などから、早急に必要な状況の監視は、プライバシーの確保などから、早急に必要な状況の監視は、プライバシーの確保などから、

広報しか 11

## 腽 談

納税は

お忘れなく!!

です。

◆場所

役場本庁舎相談室

個子育て支援課

## 総合相談 (無料

談できます。お気軽にお越しく 設します。どちらの地域でも相 書士、法務局が相談に応じます。 護委員、民生・児童委員、司法 ださい。※秘密は厳守します。 ◆相談員 行政相談員、人権擁 総合相談所を町内2カ所で開 <志賀地域>

圓志賀町社会福祉協議会本所 5月14日金10時~15時 志賀町文化ホール2階

◆日時

5月12日(水

**圆**志賀町社会福祉協議会富来支所 **23**42 - 2545 5月10日月10時~15時 富来行政センター2階

月1日火に開設いたします。 員の日に合わせて両地域とも6 ※6月の相談日は、 人権擁護委

# 無料法律相談を開催します

◆日時 5月24日(月 10時~15時30分

役場本庁舎相談室

▼相談時間 ◆相談弁護士 國田武二郎弁護 (堀松出身・名古屋在住) 1人30分(要予約)

▼募集定員 9人 (予定)

※申込用紙は住民課と富来支所 ※定員になり次第締め切りま

総合窓口にあります。

固住民課 町内IP 8-32-9121 32 - 9 1 2 1

# 障害者福祉総合相談について

圓健康福祉課 ☎3-9131 ◆場所 役場本庁舎相談室 13時30分~15時30分

町内IP 8-32-9131

母子自立支援相談

じています。くらしのこと、子 ひとり親家庭などの相談に応

230767-53 - 0811

圖七尾児童相談所

## 町内-P8-32-9122 志賀町要保護児童対策地域協議会だより

## るコミュニケーションをしよう 子どもが愛されていると実感でき

見えず、怒ったり苦しんだりし たとき、本人も親も理由がよく もあります。突然子どもがキレ きの不満がたまるとキレること ますが、理由はあるのです。 いる存在です。理解されないと 人は愛され理解されたがって

とができ、大きく成長できるの そして不必要に攻撃的になら は親に愛されている実感を得る 親が身につけることで、子ども 深い関心を払うといった姿勢を 聞く、同じ目の高さで考える、 ず、他者や問題を受け入れるこ に立ち向かうことができます。 るとき、安定した気持ちで問題 ことができます。 子どもは愛されていると感じ 日頃から相手の話をじっくり

## あ せ

# 聴覚障害者の皆さんへ

などに対応しますので、どうぞ 手話通訳者の設置日のお知らせ 皆さんのご相談、行政手続き

どものこと、貸付金のこと、就 職のことなど、どんなことでも お気軽に相談ください。 **◆日時** 5月27日×10時~15時 町内IP 8-32-9122 32 - 9 1 2 2 志賀町子育て支援課

SHIKA TOWN

ATION PP

納税のお知らせ

後期高齢者保険料第2期 の納期限は5月31日(月)

軽自動車税全期

# ※毎月第4木曜日

ワーク相談

◆日時 ◆場所 5月19日(水 14時~15時30分

**固**商工観光課 町内IP 8-32-9341 富来活性化センター 32 - 9 3 4 1

# 七尾法律相談センター

◆日時 毎週木曜日

◆場所 七尾駅前パトリア 13時30分~16時 (祝・祭日は除く

※ただし、次のいずれかの場合 ◆相談料 ②負担が困難な人で法律扶助 ①クレサラ相談 は相談無料です。 資力基準に該当する人 5階「フォーラム七尾 30分以内5千円

076-221-0242) へ電話予 約してください(先着5人)。 17時までに金沢弁護士会 (☎ ※相談希望者は相談日前日

を含む「石川県」、「加賀」、 報・注意報を発表していますが、 るいは「加賀北部」に対して警 がある場合はこれまで、金沢市 を対象として発表します。 から、気象警報・注意報を市町 ば、金沢市に災害発生のおそれ 金沢市」と明示し発表します。 気象庁では、5月27日(予定

ムページ(アドレス http:// 報の詳細な内容は、 市町村ごとの気象警報・注意 気象庁ホー

お気軽に利用してください。 設置日時は次のとおりです。

## ▼健康福祉課窓口

※第1・第2(木曜日) ※第2·第3·第4(火曜日) 10時~正午(5/6・13 10時~正午(5/11・18・25)

14時~16時(5/20・ 27 ※第3・第4(木曜日)

# ▼富来支所総合窓口

※第1・第3(木・水曜日) 14時~16時(5/6・19)

## 市町村ごとに発表します!! 大雨などの気象警報を

る場合があります。 までどおりの地域名で放送され で伝える必要があるため、 や読み上げ可能な文章の範囲内 洪水などの警報が放送されると テレビやラジオなどで大雨や 画面に表示できる文字数 これ

物品売払い 消防車 平成5年式 601,000 円 クラウン 平成9年式 25,000 円 樹木 (もみじ) 1,000 円 結 消防車 平成3年式 601,000 円 クラウンワゴン 平成7年式 20,000 円

**圆金沢地方気象台防災業務課** html)に掲載する予定です。 go.jp/saigai/bosaijoho/i-index 電話サイト (http://www.mlit www.jma.go.jp/) 省防災情報提供センターの携帯 や国 土 交通

## 志賀町心身障害者福祉 慧

協会総会参加者募集

6月2日冰

10時から

**2076-260-1462** 

5月2祝~4日祝開館時間を延

☆スプリングナイト

、ントを準備しております。

(5月1~5日)、

いろいろなイ

ルデンウィー

- ク期間-

中

## 集

参加費 5月8日出13時30分~ 5月4日\13時~、16時~ ☆フラワーアレンジメント教室 ☆アンサンブルコンサート 長営業(19時まで開館) ヒアノと木管楽器六重奏 2, 000円

講師 参加費 5月23日(11)時~、 ※予約受付締切5月6日休 ☆さくら貝クラフト教室 隈部広美氏 無料 13 時 ~

固住民課

町内IP8-32-9121

協会会員

志賀町心身障害者福祉 いこいの村能登半島

◆場所 ◆日時

講師 ※各回15人 浜口初美氏(ふるさとの匠

講師 ※予約受付締切5月23日 参加費(500円 5月30日(日)10時30分~ ☆ホイップデコレーション教室 予約受付締切5月16日 フローリィスタッ ·· (日  $\bigcirc$ 

首時

5月19日(水

町

長談話室の

) 日程

13時30分~15時30分

役場

本庁舎1

喈

**圆**志賀町社会福祉協議会

**☎**42 - 2545

時開催予定

※5月12日水締め切り

「藍れい子歌謡ショー」

◆申し込み ◆参加費

各地区役員まで

0

Ŏ 0 円

**3**0767-32-8787 圓花のミュージアム フローリィ ※詳しくはお問い合わせください ☆ギャラリー出展者募集

場所

富来支所

13時30分~15時30分

◆日時

5月12日水・26日水

ますので、

事前にご確認くださ

合により変更になる場合があり ※開始時刻および終了時刻は

◆日時

5月25日伙

8時30分~13時

てんと市

寄付のお知らせ 志賀町社会福祉協議会から

※皆さんのお越しをお待ちして

◆場所

道の駅

「旬菜館」前

◇石川県信用金庫協会様から、 固総務課 町内 I P

8 32 T

1 1 1

32 1 1

1

花のミュージアム フローリィのイベント

軽車両購入費として115万円

5月の窓口延長業務 お知らせ

所得証明等の発行業務 住民票・戸籍謄抄本・印 鑑証明

日 (土) 5月8日出·15日出·22日出· 9時~12時30分 29

、窓口にお越しください。 事前に電話などで確 諸証明発行業務で

認の上、 庁舎、 ますので、 となります。 (注意 部取扱いできない業務もあり 窓口延長業務は志賀町役場本 住民課窓口での取り扱い

32 9 1 2 1

マイ保育園の登録が町内全園で可能になりました。

○マイ保育園とは?

1 育児体験

出産までに保育園見学、おむつ交換、授乳、沐浴、離乳食 づくりなどの育児体験ができます。

②一時保育

半日500円で3歳未満の児童を一時的に保育園に預けるこ とができます。(半日通常料金(公立1,200円・私立1,400円)) (一時保育半日利用助成券を3枚交付します) ※母子手帳交付時に交付済

③育児支援

育児支援や育児教室などに参加できます。

◎マイ保育園の登録はどうするの?

町内の各保育園で登録することができます。 詳しくは下記保育園までお問い合わせ下さい

| <u> </u> |           |        |         |
|----------|-----------|--------|---------|
| 【公立保育園】  |           |        |         |
| 高浜保育園    | 32-0214   | 下甘田保育園 | 36-1240 |
| 志加浦保育園   | 32-0427   | 中甘田保育園 | 32-0369 |
| 上熊野保育園   | 38-1012   | とぎ保育園  | 42-0366 |
| 土田保育園    | 37-1002   | ますほ保育園 | 42-0277 |
| 加茂保育園    | 36-1205   |        |         |
| 【私立保育園】  | 志賀町乳幼児保育園 |        | 32-2640 |

## 母子健康手帳交付と不妊治療費助成の 窓口が保健福祉センターへ

6月1日から、子育て支援課で行っていた「母 子健康手帳交付」と「不妊治療費助成」の窓口が、 志賀町保健福祉センターに変わります。

保健に関するさまざまな住民サービスを保健 福祉センターに集約し、よりきめ細かな保健 サービスを各ライフステージに合わせて提供し ます。

また、富来支所での母子健康手帳交付は今ま で通り行いますので、どうぞご利用ください。

お問い合わせ 志賀町保健福祉センター ☎32-0339 町内IP 8-32-0339

### 定着促進事業の申請はお済みですか。

第3子以降の小学校・中学校・高等学校の入学 にあたり、町では助成金を交付しています。

申請期限は、5月7日(金)までとなっていま す。対象者は至急申請にお越しください。

> 申請・お問い合わせ 志賀町子育て支援課2 32-9122